

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	カタホ リョウスケ 片保 涼介	授与番号 甲 1665 号
学位の種類	博士(法学)	授与年月日 2023年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]	
博士論文の題名	近世日本における贖刑の研究	
審査委員	(主査) 河野 恵一 (立命館大学法学部教授)	高橋 直人 (立命館大学法学部教授)
	本田 稔 (立命館大学法学部教授)	
論文内容の要旨	<p>本論文は、近世日本における贖刑制度に関する包括的研究である。贖刑とは、所定の主刑の代わりに銭貨ないし物資の納入、労役等を科す換刑の一種であり、清代以前の中国法に由来するものである。そして近世日本において、明代の贖刑制度が幕府法に影響を与え、いくつかの藩法で導入されたことが知られている。明律をはじめとした中国法が近世日本法に及ぼした広範かつ重大な影響はつとに注目され、多くの成果が積み重ねられてきた。ただし贖刑への言及は多くなく、内容面での課題も多い。本論文は先行研究を批判的に検討しつつ不足を補い、当該期における贖刑をめぐる諸相を総体的に解明せんとするものである。</p> <p>本論文の目次および概要は以下の通りである。</p> <p>序論</p> <p>第一編 近世日本の贖刑論</p> <p>一 はじめに／二 榊原篁州の贖刑論／三 高瀬学山の贖刑論／四 荻生徂徠の贖刑論／五 おわりに</p> <p>第二編 近世藩法における贖刑</p> <p>一 はじめに／二 熊本藩「刑法草書」／三 会津藩「刑則」／四 弘前藩「寛政律」「文化律」／五 新発田藩「新律」／六 和歌山藩「国律」／七 おわりに</p> <p>第三編 江戸幕府における贖刑不採用</p> <p>一 はじめに／二 先行研究の概要／三 徳川吉宗による過料刑「創設」説の検討／四 諸学者の贖刑論と吉宗への影響／五 贖刑不採用の理由／六 おわりに</p> <p>結論</p>	

論文内容の要旨	<p>序論において、上記のような問題関心と、それを踏まえた本論文の構成が提示される。</p> <p>第一編では榊原篁州、高瀬学山、荻生徂徠といった17～18世紀の明律学者の贖刑認識について、明代贖刑制度に関する最新の研究成果に照らしつつ詳細な検証がなされる。その結果、各学者が複雑な明代贖刑制度を正確に理解していたこと、贖刑肯定論者の学山に対し否定論者と従来評されてきた篁州が基本的に贖刑を肯定していること、未解明だった徂徠の贖刑評価が肯定論であること、等を明らかにし、当時の明律学者が明代贖刑の正確な理解を前提に、それに肯定的であったと結論づける。</p> <p>第二編では、明律の影響を受けた藩法(明律系藩法)における贖刑ないしそれに類する規定を、明律贖刑制度研究や個別の藩法研究による成果を踏まえつつ網羅的、横断的に分析、評価する。その結果これら諸藩が、第一編で言及した諸学者の明律注釈書等を通じて明代贖刑制度に学びながらも、実情に応じて独自の制度を設けていたこと、熊本藩「刑法草書」が最も体系的かつ精緻な贖刑制度を設けて運用し、かつ継続的に改善を図っていたこと、全体として明律の律贖(明律の本文に規定)に倣った贖刑規定が多いこと、熊本、会津、弘前各藩においては明律の「例贖」(律を補う「問刑条例」に規定)に倣い、労役等により贖刑を代替する制度を設けていること、これら諸藩において、換刑である贖刑と、日本古来の主刑である過料刑(罰金刑)とが、様態の違いはあれ併存していること、等を示す。</p> <p>第三編ではここまでの検討と考察とを踏まえ、幕府法への贖刑不採用について総合的な考察を行う。従来、「公事方御定書」をはじめ様々な法制度改革を進めた徳川吉宗は、贖刑制度に強い関心と相当程度の理解を有し、その知見を活かして過料刑を「創設」したとされてきた。これに対し、過料刑が近世初期以降の幕藩法に散見されることから、吉宗による過料刑導入を「創設」ではなく再整備と再定位する。その上で先行研究を批判的に継承し、吉宗の贖刑不採用の理由として、軽重関係が明確な一元的刑罰体系の未整備、受刑者の財力によって不平等が生じることへの批判、幕府司法を営利の手段とすることを忌避する観念、幕府法における伝統法を尊重する思想、を挙げつつ、第4点を捨て切れずその他の点の抜本的解決に至らなかったことを贖刑不採用、過料刑再整備の究極的要因とみなし、そこに幕府法の重要な特徴が存すると論じる。</p> <p>結論において本論文の成果を総括し、今後の課題として贖刑と過料刑との関係のさらなる検証、諸藩における贖刑運用の実態解明、明治初期刑法典の贖刑規定に近世贖刑制度が与えた影響の解明を挙げる。</p>
論文審査の結果の要旨	<p>1. 論文の特徴</p> <p>本論文は、従来まとまった専論が存在しなかった近世日本の贖刑制度のありかたを包括的に解明せんとするものである。先行研究の不足を着実に補うにとどまらず、最新の明代贖刑制度研究の成果に基づきそれらを全面的に再検討した点、個別藩法研究のなかで断片的に言及されてきた明律系藩法の贖刑制度を網羅的かつ詳細に解明して総体的な評価を示した点、これらを踏まえ幕府法への贖刑不採用の理由に一定の解答を与えた点、等が主な特徴である。</p> <p>2. 論文の評価</p> <p>本論文のルーブリック各項目に対応する評価は以下のとおりである。【1】先行研究の</p>

論文審査の結果の要旨	<p>不足と問題点を踏まえ、近世日本の贖刑制度のありかたを網羅的かつ包括的に解明し評価する、という明確かつ説得的な研究課題とその意義が示されている。【2】関連史料を丹念に読み解きつつ、多様な先行研究を網羅的に引用して分析と論評がなされており、法史学研究として適切な手法がとられている。【3】研究関心に沿って適切な編・章立てがなされている。各編・章の内容に、研究過程で得られた新知見が散発的に提示される箇所がいくつか見られるものの、本論文の目的に照らしてそれらは不可欠な叙述であり、全体としての論理性にも問題はない。【4】上記「1. 論文の特徴」で列挙した内容はいずれも本論文の高い独創性を示すものであり、近世日本の贖刑制度研究に関する傑出した業績として、すでに日本法史学界で高評価を得つつある。【5】日本法史分野の業績として一定の普遍性を有しており、とりわけ刑事法史、比較法史分野において国際的な関心を引き起こすことが予想される。</p> <p>本論文には、研究テーマと密接に関連すると思われる事象への言及が不十分な点がある。たとえば当該期における過料刑と贖刑との関係、特に様々な局面で両者の混同・混用がまま見られる事実、明律系藩法における贖刑導入の意図と経緯、本論文で言及する学者や幕藩政権首脳以外の人々も含めた近世日本における贖刑観の全体像、そして近世日本法への中国法のさまざまな影響のなかでの贖刑の位置と意義、等を挙げうる。しかしこれは本論文の研究枠組みの明確性、研究対象への謙抑的誠実さの裏返しであり、上記の評価に何ら影響を与えるものではない。いくつかについては今後の課題として明記されてもいる。また本論文第一編のもととなった『立命館法学』への公表論文については既に書評が公刊され、いくつかの論文で引用されている。第二編以降についても同様の推移が予想され、その学術的価値は学界で評価されつつある。</p> <p>以上より、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
試験または学力確認の結果の要旨	<p>本論文の公聴会は、2023年1月31日(火)13時から15時まで、衣笠キャンパス清心館 SE205 教室にて、Zoom によるオンライン併催で行われた。公聴会の質疑では大略、(1)近世日本および明代贖刑制度の具体的内容、(2)明律系藩法への贖刑導入の目的と経緯、(3)幕藩の首脳や法実務担当者に対して明律学者が与えた影響、(4)明律に関する専門知の教育や普及の実態、(5)明治初期刑法典の贖刑採用に旧幕藩の法実務担当者が及ぼした影響、(6)研究の到達点と今後の展望、等に関して質問、指摘がなされた。これらに対し申請者は、本論文の趣旨に基づき適宜補足を加えつつ的確に回答し、また未詳の部分はその旨を率直に認め今後の課題とする等、適切に対応した。</p> <p>本論文の主査は、本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中、研究指導や学内外の研究会活動等を通じて、申請者と日常的に研究討論を行ってきた。</p> <p>また主査および副査は、上記の公聴会の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。</p> <p>したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(法学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。</p>